

# AOMORI SHONEN SOCIETY

## NEWS

青森家庭少年問題研究会 会報 No. 10 (2018.08.22)

### 《 目次 》

#### 巻頭言

成年年齢引き下げと法教育 宮崎 秀一

#### 学習会報告

##### 《 シンポジウム 》

「裁判員裁判を地域に根づかせるために」 平野 潔

##### 《 犯罪被害者遺族講演会 》

「最愛の娘を奪われて ～事件後、遺族にもたらずもの～」 平野 潔

##### 《 講演会 》

「子どもの貧困と居場所づくり」 最上 和幸

#### 学生サークル活動報告

青森県立保健大学 児童福祉研究会

平成 29 年度・県立保健大の活動報告 伊藤 杏華

弘前大学 teens & law

2017 年度の活動報告～ teens 部門の 1 年 卯西 拓斗

模擬裁判報告 佐藤 朱莉

#### 書評

鎌田慧『弘前大学教授夫人殺人事件』（新風舎、2006 年） 小宅 大典

## 成年年齢引き下げと法教育

共同代表：宮崎 秀一（弘前大学教育学部教授）

このほど民法第 3 条「満二十年をもって成年とする。」が改正され「二十年」が「十八年」となりました。4 年後の 2022 年 4 月施行となります。

法相の提案理由には、公職選挙法上の選挙権が 18 歳以上に引き下げられたことが挙げられていました。これら相次ぐ改正に続き、次の議論は少年法の少年の定義も「18 歳未満」に引き下げる方向に向かうと言われています。こうした成年年齢引き下げの趨勢について私たちはどう考えたらよいのでしょうか。

確かに、日本が 1994 年に批准した児童の権利に関する条約も児童を 18 歳未満と定めており（1 条）、18 歳が成年年齢の国際標準とされています。グローバル化が加速する中、日本だけが 20 歳成年を維持することは困難かもしれません。しかし、日本の子ども・若者の現状に照らして、公選法上の成年と民法・少年法のそれを同一に論じてよいのでしょうか。今回の改正により未成年者の契約取消可能年齢が 18 歳未満に引き下げられる結果、契約トラブルの増大や悪質商法のターゲットの低年齢化が懸念されます。また少年法の適用年齢を 18 歳未満とするならば、現在 18 歳・19 歳の年長少年にも適用可能な保護観察、少年院送致などの保護処分は排除されて刑事処分に一本化され、この年代の若者の更生の選択肢は狭まります。

これら一連の成年年齢引き下げは、実体的・内容的に疑問であるばかりでなく、「手続的」にも拙速の感があります。すなわち、法の適用年齢の変更である以上、子どもにとって関連法令の学習機会の充実が不可欠ですが、法教育の現状は心許ないと言わざるを得ません。今回の民法改正についていえば、少なくとも中学・高校段階から、家庭科における消費者教育と連動して社会科系科目において契約関連法の基礎と実践的学習が必要ではないのでしょうか。成年年齢引き下げはこのような法教育（法学習）が学校教育に取り入れられ、十代の子どもたちの理解が定着したのちに行われるべきと考えます（参政権引き下げに際して、いわゆる主権者教育の不十分さが指摘されたのも同様に、むしろ政治的中立が過度に強調された結果政治的論議が敬遠され萎縮する傾向が見られ、若者の政治的関心は一向に高まる気配はありません）。

今後、政府は少年法改正を持ち出す前に、学校教育の場で犯罪・刑事法制の基本を発達段階に応じて学ぶ機会を保障する責任があります。「罪と罰」については、社会科を中心とする教科教育上の扱いが貧弱である一方、「集団生活のきまり・ルールを守る」といった漠然とした規範意識については「特別な教科」に格上げされた道徳教育で強調されています。

このように「寄りしむべし、知らしむべからず」的な（？）教育の現状は、実体的には子どもの学習権（条約 28 条）の、手続的には子どもの意見表明権（12 条）の侵害であるといっても過言でないでしょう。では、現実には、それぞれの学校種別、子どもの発達段階

に応じてどのような法教育プログラムが必要か、退職まで残された数ヶ月間でデザインできたらと思っはいますが・・・。

## 学習会報告

### 《 シンポジウム 》

#### 裁判員裁判を地域に根づかせるために

平野 潔（弘前大学人文社会科学部教授）

#### はじめに

弘前大学人文社会科学部と教育学部では、2009年に裁判員制度が施行されて以降、毎年1～2回、裁判員制度に関するシンポジウム等を実施している。2017年度は、2017年12月2日（土）に、弘前大学人文社会科学部校舎4階多目的ホールにおいて、「裁判員裁判を地域に根づかせるために」をテーマとして開催された。今回は、弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター、弘前大学人文社会科学部・教育学部が主催、本研究会が後援であった。

#### 1. シンポジウムの趣旨



第3部 パネルディスカッションの様子

裁判員制度が施行されてから8年が過ぎたが、未だに十分に市民の間に浸透したとは言い難い状況にある。施行直後に比べれば、明らかに市民の関心が薄れてきている。実際に、出席率は年々減少しており、裁判員制度への関心の低さがその一因となっているという調査結果も示されている。

裁判員制度に関しては、市民の中に批判的な意見も根強い。しかしながら、その批判的な意見が、裁判員制度の実態を正確に捉えたものであるかについて

は疑問が残る。裁判員制度に関する市民間の建設的な議論を行う上でも、裁判員制度の正確な理解は必要不可欠である。しかし、市民がそのような情報を得る場は限られており、これが関心の低下にも結び付いている。

裁判員制度は、市民と裁判官をはじめとした法曹実務家が裁判を通じて共働することで、より良い司法制度、さらにはより良い地域社会の実現に寄与できる可能性を秘めるもので

ある。その可能性を広げる上でも、市民に裁判員制度をより深く理解してもらう必要がある。

本シンポジウムでは、どうすれば市民に正確な情報を提供でき、裁判員制度について建設的な議論をしてもらえるのか、そして市民が裁判を通じてより地域の様々な問題を自分の問題として捉えることができるかについて考えたい。そのため、学校教育における法教育の在り方や市民への裁判員制度の情報提供の先駆的な取り組みなどを紹介し、それらを踏まえて法曹関係者や報道関係者を交えたパネルディスカッションを行う。

## 2. シンポジウムの概要



第1部 藤井氏の講演

シンポジウムは、3部構成で行われた。

第1部では、明治大学文学部教授・藤井剛氏に「学校現場の法教育」というテーマで講演をお願いした。藤井氏は、法教育の第一人者で、模擬裁判などを積極的に授業などに活用されている。今回の講演では、学校現場において法教育がどの程度浸透しているのか、浸透していないのはどのような原因があるかという現状分析と、今後の学校現場における法教育の課題を示していただいた。

第2部では、市民に対する情報提供の先駆的な取り組みを報告していただいた。まず、弘前大学教育学部教授で、本研究会の共同代表である宮崎秀一氏と、宮崎会員の研究室に所属する、弘前大学大学院教育学研究科2年の湯澤拳氏に「地域の世代間対話を促す模擬裁判+模擬評議～『コミュニティ・コート』の構想～」の報告をお願いした。「コミュニティ・コート」とは、中学生から社会人まで、世代・年齢、職業・立場の多様な市民が参加して地域社会において実施する模擬裁判であるが、この構想と青森県内4か所で実施した実践報告をしていただいた。また、専修大学法学部の飯考行氏（本研究会幹事）からは「裁判員制度を育てる市民活動—裁判員ラウンジと大学での模擬裁判を中心に」というテーマで、裁判員ラウンジの実践方向を踏まえた報告をしていただいた。飯氏の報告では、対話というキーワードから裁判員制度に関する様々な問題の検討が行われ、「対話の実質化」の重要性が指摘された。



第2部 宮崎氏・湯澤氏の報告

第3部は、飯氏をコーディネーターとして、青森県内の裁判員経験者2名と、青森地裁の裁判官、青森地検の検察官、青森県弁護士会の弁護士、地元新聞社の記者、弘前大学大学

院教育学研究科に所属している現役の教員などに登壇していただき、パネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッションでは、最後のフロアとの質疑応答も含めて、活発な意見が交わされた。

### おわりに

今回も、会場には50名ほどの市民、学生に来場していただくことができた。パネルディスカッションにおいては、登壇者と登壇者、登壇者とフロアの間で活発な意見交換が行われ、実りの多いシンポジウムとなった。

2018年度も引き続き同様の企画を検討中なので、会員の皆様におかれては、是非ご参加いただきたい。



第2部 飯氏の報告

## 《 犯罪被害者遺族講演会 》

### 最愛の娘を奪われて ～事件後、遺族にもたらずもの～

平野 潔（弘前大学人文社会科学部教授）

### はじめに

2017年12月9日（土）に、弘前大学人文社会科学部校舎4階多目的ホールにおいて、犯罪被害者遺族講演会「最愛の娘を奪われて～事件後、遺族にもたらずもの～」を開催した。講師は、山内久子氏であった。山内氏は、秋田看護福祉大学教授で、現在、あおもり被害者支援センターの理事も務められている。また、内閣府、警察本部犯罪被害者支援室、被害者支援センター、少年院、地方検察庁、看護学校等からの依頼を受け、積極的に講演活動を行っている方である。



講演会の様子

本講演会は、弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターが主催し、本研究会が後援を行った。

以下では、最初に講演会開催の経緯に触れた上で、講演内容について概要を説明したい。

## 1. 講演会開催の経緯

2017年度も、弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターの地域未来創生教育・研究プロジェクトに平野を中心としたメンバーで応募し、採択していただいた。例年、学生の興味関心に応じて中心テーマを設定しているが、2017年度は「被害者支援」に関心のある学生が多かったことからこれをテーマとした。

この調査を始めるに当たって、まずは、あおり被害者支援センターに伺い、あおり被害者支援センターや青森県警察犯罪被害者支援室の方にお話を伺った。これを皮切りに、青森保護観察所、青森地方検察庁などを訪問したり、あるいは青森県弁護士会のお二人の弁護士に本学にお越しいただいたりするなどして、学生は調査を進めた。

また、あおり被害者支援センターに伺った際、他県では大学生がボランティアとして被害者支援に携わっているというお話を伺い、2017年9月17日（日）に弘前カルチャアロードにおいて学生が広報活動のボランティアに参加するなどした。

これらの一連の活動の中で今回の講演会が開催された。元々数年前から、あおり被害者支援センターの方に講演会のプランについては相談をさせていただいて、どのような形で実現するかを模索していた。その中で、2017年度のテーマが「被害者支援」だったことから、このタイミングでの開催となった。

## 2. 講演会の概要

講演者の山内氏は、娘さんを殺人事件で亡くされている。娘さんが大学3年生の時、同じ大学に通う男子学生にストーカー行為を受けた上、刃物で刺されて殺害された。加害者である男子学生とは、私的な言葉をまったく交わしたことはなかったはなかったそうである。男子学生は、懲役14年の判決を受けて服役し、2009年5月に仮釈放が認められ、2010年10月に刑期を満了したということだった。

山内氏は、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」という標語や「命どう宝」という沖縄の言葉を引きながら、「命」についての話から講演を始められた。その後、娘さんの事件についてお話をされた。事件を知った時の状況から、その後の家族に起きた変化、裁判を傍聴した時の様子など、その時の気持ちを思い出しながらお話をしてくださった。とても辛い記憶を呼び起こすことになり、時には目に涙を浮かべながらではあったが、その時の気持ちを正直にお話していただけた。

そして、犯罪被害者遺族の怒りの対象が、加害者だけではないということも仰っていた。世間、運命、自分、警察、報道、それから裁判などに対しても、様々な怒りの感情があったということであった。とくに、許すことができなかった警察の対応、地元紙の報道の仕方、裁判の諸制度に関して、被害者遺族の立場から感じたことを包み隠さずお話していただいた。同時に、世間から言われて傷ついた言葉についても言及されていた。

最後に、遺族の心情やその変化についてお話され、講演を閉じられた。

## おわりに

会場には、学生よりもむしろ市民の皆さんの姿が多く、高校生の姿も数名見られた。一言で「被害者支援」と言うが、犯罪被害者が何を考え、何に傷ついているか分からなければ

ば、本当の支援はできないと思われる。その意味で、山内氏のお話を伺えたのは、非常に有意義であった。

## 《 講演会 》

### 子どもの貧困と居場所づくり

#### 最上 和幸（青森県庁こどもみらい課・社会福祉士）

平成29年度の総会・研修会は、6月10日（土）、弘前大学人文学部4階多目的ホールで、「子どもの貧困と居場所づくり」をテーマに、県内の取組状況の報告や滋賀県内で社会福祉士事務所を主宰する幸重忠孝（ゆきしげ・ただたか）さんの講演会を開催し、学生や司法、教育、福祉関係者約70人が参加しました。

まず、県内の子どもの貧困に関する取組については、最上から、当研究会の主催でひとり親家庭の子どもたちを対象として行っている「サタディ☆くらぶ」など、県内の学習支援や子ども食堂に関する取組について報告を行ったあと、フロアから、県内で子どもの居場所づくりに携わっている方々の取組について発言がありました。



引き続き、幸重さんが、子どもの貧困に関する理解と地域での支援に係る取組の重要性について講演を行いました。子どもの貧困については、「相対的貧困」を体感するため、夫婦と子ども3人世帯の所得が半分になった場合の家計を考えるワークショップを行いました。その後、相対的貧困は、絶対的貧困とは異なり、辛うじて生活できるレベルであることから、子ども自身その貧困状態に気付いていない場合があること。また、自ら声を上げづらく、福祉制度の支援も届きにくい状況にあることから、相対的貧困状態にある子どもたちに対する支援の必要性を指摘しました。

幸重さんは、こどもソーシャルワークセンターの代表を務め、子どもの夕刻を支える「トワイライトステイ」、第三の居場所「ほっとる一む」、子ども食堂「eatalk」、中間就労「ジョブキャッチ」などに取り組んでいるほか、全国に子どもを中心としたまちづくりを広げる活動をされてきました。

地域での支援に関しては、今回、「ひとりぼっちのいない町」をテーマにした関西地方での子どもの居場所づくりに関する取組を紹介する中で、子どもたちが食べて、学んで、遊べる場所が地域の中に必要であること。貧困状態にある子どもたちに限らず、誰でも参加できる居場所を地域の人たちの力で作り上げることで、地域が元気になっていくことを

強調しました。

講演会の後は、市内の居酒屋で津軽三味線を聞きながら、幸重さんを囲んでの懇親会が行われました。最後のあいさつで、幸重さんは、子どもを中心としたまちづくりを進めるに当たって、それを担える人材の育成に力を入れるべきだと話されました。

今回、幸重さんのお話をお聞きし、子どもの貧困問題に係る取組を進めるためには、改めてそれを担う人材育成の必要性を感じました。見えづらい貧困の実態を捉え、支援を必要としている子どもたちを支援につなぐこと。また、地域に提供できる支援がないならば、地域に働きかけ、新たな支援を生み出すこと。これらは、まさにソーシャルワークが果たすべき機能であるといえます。子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められる中、子どもの貧困問題など制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができるソーシャルワーカーの育成も必要な取組の一つであるといえるでしょう。

## 学生サークル活動報告

### 《青森県立保健大学児童福祉研究会》

## 平成 29 年度・県立保健大の活動報告

### 伊藤 杏華（青森県立保健大学・社会福祉学科 3 年）

#### 1. 平成 29 年度の学習支援活動についての報告

昨年度（平成 28 年度）同様、平成 29 年度もみなさまのご支援の下、学習支援活動「サタディ☆くらぶ」での活動を継続して行うことができました。平成 29 年度は、高校受験生が 5 名在籍していました。5 名の受験生はそれぞれ、無事に高校に進学し、新しい生活をスタートさせることができました。しかし、学習支援活動に参加できる学生の人数が不足している傾向にあったため、子どもたち一人ひとりへの丁寧な対応が十分にできなかったのではないかと反省しました。この課題を解決するために、ミーティングを開いてサークル活動の目的を再確認したり、サークルメンバーの意見を交換し合ったりするなどして、学習支援活動に対する学生の意識を改善することに努めました。

毎週 1 回ではありますが、継続して学習支援活動に参加していると、子どもたちの意外な一面を知ることができたり、学校での悩み事や家族関係のこと、テストの成績のことなど様々なことを話してくれるようになったりします。それは、私たち学生がこの活動に参加する中で最も嬉しく感じることです。学習支援活動に参加している学生と子どもの関係は、家での親子や兄弟関係でもなく、学校での友達関係でもありません。私たちは、この関係を子どもたちが「自分にとって必要だ。自分の居場所になっている。」と考えてくれて

いたらと思い、活動しています。

## 2. 平成 29 年度に行った学習支援以外の活動についての報告

平成 29 年度は、春のお花見会、大学祭招待、卒業を祝う会といった様々な行事を実施しました。行事の度に子ども達の「楽しかった。」「また来年も来たい。」という声を聞くこと



ができ、企画して良かったという思いでいっぱいになりました。

春のお花見会は、合浦公園で行う予定でしたが、残念ながら天気恵まれず、予定を変更して八甲田丸の見学をすることになりました。子どもたちは小学校の校外学習で八甲田丸の見学をしたことがあるということで、慣れた様子で船の中を歩き回っていました。また、お花見会で行う予定であったレ

クリエーションも、昼食前にアイスブレイクとして行いました。このレクリエーションによって、弘前のサタディ☆くらぶの子どもたちや、弘前大学の学生との交流を深めることができました。



毎年 10 月に行われる保健大の大学祭では、今年もサタディ☆くらぶの子どもたちを招待し、学生と子どもでペアを組んで一緒に回りました。子どもたちが 1 人 500 円をお小遣いとして支給された時に、限られた所持金の中でどうお金を使おうかと、一生懸命考えていた様子が印象に残りました。短い時間ではありましたが、縁日で遊んだり、お昼ご飯のおかずになりそうなものを選んで購入したりと、毎週の学習

支援活動では見ることのできない子どもたちの表情を見ることができました。

3 月に行われた卒業を祝う会では、中学 3 年生 5 名、小学 6 年生 1 名、保健大の 4 年生 5 名の卒業をお祝いしました。昨年度同様、前半は普段通りの学習会を行い、後半に卒業を祝う会を行いました。子どもたちには記念品を贈呈し、高校卒業後の将来の夢について発表してもらいました。今年度はビンゴゲームもあり、最後に学生と子どもたちが一緒にゲームをするとても楽しそうな姿が見られました。

## 3. これからの活動に向けた展望

平成 29 年度のサークル活動の反省として、前述したように、毎週の学習支援活動に参加する学生の人数が少ない傾向にあるということがありました。その問題を解消するために、昨年度よりも多くミーティングを開いて学生同士で意見を交換したり、サークル活動の目



## 2. 「サタデイ☆くらぶ」での学習支援

サタデイ☆くらぶ（通称サタくら）は弘前市母子寡婦福祉会主催の下、福祉会に所属している方（ひとり親家庭）の子どもを対象に、毎週土曜日の午前中、学習支援を中心に活動を行っている。参加する子どもたちは、小学校低学年の小さい子どもから、受験を控えた中高校生まで年齢は幅広い。活動内容は学習支援のみならず、遊びや子ども同士あるいは大人同士の会話など、居場所作りの目的も果たしている。

サタデイ☆くらぶではお花見やクリスマス会などといったイベントも行っており学習支援以外の活動についても充実している。公共の場を借りて活動が行われていることもあり、気を配ることを要する場面には注意を払いながらも、支援にあたっていきたい。

## 3. 「NPO 法人マザーフィールド」での学習支援と子ども食堂の活動

NPO 法人マザーフィールドは、「弘前市内のひとり親家庭等に対して、ひとり親等の就労の場の提供と子育てを支援する事業を実施することにより経済的かつ社会的自立支援を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的として立ち上げられた法人」であり、事業が始まって二年目の法人である。

私たち teens の活動は毎週水曜の 17 時から 20 時だが、途中ファーマーズキッチンさんによる子ども食堂を利用させていただき、子どもたちと一緒に食事を行うことで孤食の解消にも取り組んでいる。二年前、初回は一人だけだった子どもの参加者が、現在では賑わうほど多くの子供が参加するようになり、中には受験生の姿もある。（2018 年の 4 月 26 日からは、木曜日の同じ時間帯にも活動が展開されている。）

teens としては事業立ち上げの時から関わらせていただき、二年目となった今も和やかな雰囲気の下活動を進められている。イベントとしてはクリスマス会など、みんなが喜べるような行事も行われた。

学生の参加については、平日ということもあってか毎回ある程度の参加者がいる。今ある良い雰囲気を大切にしながら法人の方々と密に連携を取り、活動に取り組んでいきたい。

## 模擬裁判報告

佐藤 朱莉（弘前大学人文社会科学部 3 年）

### 1. はじめに

私たち Teens&Law は毎年、弘前大学祭において模擬裁判を行っています。昨年度は、2017 年 10 月 29 日（日）弘前大学人文社会科学部棟 4 階多目的ホールにて実施しました。模擬裁判のシナリオ作成から当日の公演まで全て、Teens&Law の学生が中心となって取り組んでいます。また、イベント当日傍聴に来てくださった方の中から、裁判員を選出しています。裁判員としての体験をしていただくことで、少しでも裁判を身近に感じ、興味を持っていただければと思っています。

## 2. 模擬裁判の概要

今回の模擬裁判では、現住建造物放火罪を題材としたシナリオを作成しました。内容は、生活の維持が困難になりパチンコにのめりこんだ被告人が、お金を借りていた被害者と口論になり被害者の自宅兼店舗に放火した、という事件です。刑の重さやどうするかについて、前科前歴のない善良な市民であるから執行猶予をつけるべきとする弁護側と、再犯の可能性があるため『懲役7年』の刑に処すべきとする検察側で争いました。



シナリオを作成するに当たり、多くの問題に直面しました。例えば、犯行に使った油の種類についてです。灯油だと店舗が燃えないがガソリンだと燃えすぎることが分かり、どうするかみんなで考えた結果、店舗に陳列されていた食用油を使用したことにしました。



このように犯行態様や証拠の一つを考えるのに長い時間がかかってしまい、早い段階から作成に取り組んでいたのにも関わらず、シナリオをなかなかまとめ上げることができませんでした。模擬裁判1週間前になっても手直しをしていた記憶があります。完成こそぎりぎりとなってしまいましたが、サークルメンバー以外の有志の協力もあり無事に完成させることができました。

大学祭当日は、学生や一般市民など大勢の人に来ていただきました。模擬

評議やアンケートを通して、検察側と弁護側どちらの立場がよいのか考えていただきましたが、どちらかの立場に偏ることがなく、思ったよりも意見が割れていたのが印象的でした。

## 3. 感想

今回の模擬裁判作りにおいて、学生だけでは知識が足りず、また実際に裁判員裁判を経験したことのある学生もいないため、リアリティのあるものを



作り上げることに難航しました。そこで、市役所の方に資料を送っていただいたり、先生方に分からない点を教えていただいたり、多くの方々の協力によって無事に完成させることが出来ました。本当にありがとうございました。

課題としては、役割分担が上手くいかずに負担が偏ってしまったことが反省点としてあげられます。次の模擬裁判作成も少しずつ動き出しているところですので、昨年度の経験を生かして計画的に作成していきたいと思います。

Teens&Law では今年度も学校祭に模擬裁判を行う予定ですので、ぜひ足を運んでいただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。

## 書 評

### 《書評》

#### 鎌田慧『弘前大学教授夫人殺人事件』（新風舎、2006年）

小宅 大典（元主任家庭裁判所調査官）



推理小説のような書名であるが、戦後間もなくの頃、弘前市在府町で実際に発生した事件である。事件発生からすでに70年ほど過ぎているので、人々は忘れ去っているようであるが、年配の多くの市民の記憶にはまだ残っていて、今でも話題にのぼることのある事件である。また、日本の犯罪史上でも有名な冤罪事件の一つにもなっている。

この事件を、弘前市出身で、ルポライターであり、ノンフィクション作家でもある鎌田慧が事件関係者取材し、膨大な資料を集め、2006年5月、新風舎から文庫本として発行しているのが本書である。それ以前にも1978年、文芸春秋社より『血痕一冤罪の軌跡』として刊行され、1990年、講談社で改稿、改題して刊行されている。

私は、今まで2回ほどこの本を読んでいるが、今年に入り読み返してみて、さらに感銘を深めたので、感想を書いてみたいと思った。

#### 1. 事件の概要

昭和24年（1949年）8月6日午後11時頃、弘前市在府町79番地高杉隆治方離れ座敷の階下10畳間に、実母と子どもと枕を並べて就寝中の松永すず子（29歳）を、何者かが、

その寝室に忍び込み、枕元に坐し、所携の鋭利な刃物（大型ナイフ）をもって、同人の首を一突きし、左側頸動脈、同経静脈等を切断し、間もなく死亡させたものである。被害者の夫・松永藤雄は、東北大学医学部より弘前医科大学（弘前大学医学部の前身）に内科部長教授として赴任してきて間もなくの前途を嘱望された医師であった。事件当日、夫は仕事で出張のため不在だったことも不運であった。

私は、当時青森師範学校の 21 歳の学生であった。学校は青森市にあったが、米軍の爆撃で焼失し、弘前公園内に移転してきていた。私の家は、事件のあった場所のすぐ近くの同じ在府町にあり、家族と暮らしており、事件の状況は、今でもかなり鮮明に覚えている。

本書は 300 頁にも及ぶ力作であり、多面的な角度から事件の真相に迫っており、小説風に面白く書かれており、土地鑑のある者には、ぐいぐい引き込まれていく感じのする作品である。

しかし、多くの人物が入り乱れて登場するし、当時の戦後社会の諸制度、組織や人々の風習、意識、人間関係等が今とは大分異なっているので若い読者は、混乱したり、理解が難しいところもあると思われるので、5 つの項目に分けて整理して書評を書くことにした。

## 2. 警察の捜査と裁判の経過

大事件なので、弘前市警察署（当時は県警ではなく市警であった）が、警察の威信をかけて捜査したが、凶器は発見されず、動機は物取り、痴情、怨恨いずれとも決められず、捜査は最初から難航した。しかし、事件発生から約 2 週間後の 8 月 22 日、現場から約 400 メートル離れた同じ在府町に住んでいた那須隆（当時 25 歳）が逮捕された。那須は、警察、検察の執拗な取調べに断固として否認し続けた。捜査当局は、勾留、勾留延長、鑑定留置、別件逮捕、再逮捕と 60 日間にわたって身柄を拘束し、10 月 22 日に、犯行否認のまま殺人罪で青森地裁弘前支部に起訴をした。

一審の弘前支部は、昭和 26 年 1 月 12 日、検察官の死刑の求刑に対し「その証明十分ならず結局犯罪の証明なきに帰するを以て刑事訴訟法第 336 条により無罪の言渡を為すべきものである。」との判決文で、那須は 1 年 4 ヶ月ぶりに自由の身となり、自家に帰ることが出来た。

二審でも、那須の行動傾向や生活態度、性格の特徴等も審理されたが、一審の精神鑑定が、はっきりした科学的根拠がないのに、変態性欲者のように推理し、犯人に決定づけるような結論であったことがよくなく作用した。

しかし有罪の決め手になったのは、一審の血液鑑定で、那須が着用していた海軍用開襟シャツについていた血液が、被害者・松永すず子の血液型と同じ型であるとした法医学の権威・古畑種基東大教授の鑑定の結果であった。ところが、古畑鑑定の前にも弘前医科大学・引田一雄教授の鑑定があり、那須の着用していた開襟シャツは「血痕は鑑定する価値もない班痕で、少量であったし、色の具合いから見ても血かどうかわからないもので、鑑定することは出来ない」としているが、こちらの引田鑑定は採用されなかった。一審の無罪判決を破棄して、無期懲役の求刑に対し、懲役 15 年の判決を言い渡した。

この判決について、那須側は、当然上告したが、最高裁第一小法廷は、昭和 28 年 2 月 19 日上告棄却の判決を下し、同年 3 月 3 日をもって確定した。確定後、那須は、秋田・宮城両刑務所で服役し、昭和 38 年 1 月 8 日、仮出獄した。

ところが、殺人事件の公訴時効（平成 22 年刑法及び刑事訴訟法の改正により殺人事件の公訴時効は廃止されている）完成後、しばらくした昭和 46 年 5 月中旬、滝谷福松という人物が「真犯人は自分である」と名乗り出たのである。

那須は、同年 7 月 13 日、「滝谷福松の出現と存在は、請求者の無罪を立証すべき明白なる証拠の発見である」と仙台高裁に再審の申立をした。

再審申立に対して、請求棄却の決定が下されたが、那須はそれに対し、再度の異議の申立をし、昭和 52 年 2 月 15 日に判決があり、間もなく判決が確定し、那須の無罪が証明された。25 歳で逮捕され、無罪が確定した時は、すでに 53 歳になっていたので、生涯の働きざかりの大切な 28 年という年月が失われたことになる。

那須とその家族は、同年 10 月 22 日、青森地裁弘前支部に国家賠償請求を提起したが、昭和 56 年 4 月 27 日の判決では、損害賠償は請求額の何分の 1 かのわずかであり、親、弟、妹などの家族の経済的、精神的苦痛に対する慰謝料の請求はすべて棄却されている。

### 3. 那須隆の家系と家族

那須家は由緒ある家系である。先祖をたどると、鎌倉時代の源氏の武将・那須与一に至る。平家物語に出てくる屋島の合戦で、平家が舟に掲げた扇の的を一矢で射落とした話で有名な武将である。

廃藩置県となった後、那須家は東京にあった屋敷を引き払い、津軽藩の縁を頼って、弘前市に移住した。しかし戦後の農地改革によって、8 町歩ほどあった田畑を、安い価格で没収されてから、那須家は没落士族の生活を余儀なくされていった。父・資豊は 35 代目であり、長男である隆は 36 代目であった。隆には、弟と妹が 8 人もおり家計は楽ではなかった。父は長い間裁判所書記官として勤務していたが、辞めてから一段と生活が困窮していった。また、本件が起きてから、父母は何としても無罪を晴らすため、地元では有名な弁護士 2 人を頼んで息子を救い出したいと思い、先祖から伝えられた刀剣、鎧兜の類と家屋敷まで手放し、訴訟費用に充てることになった。

### 4. 那須隆の生育史と生活状況

那須は弘前市で生まれ、私立東奥義塾を卒業すると、開拓団の指導員として、昭和 19 年満州に渡った。そこで半年ほど暮らしているうちに赤痢にかかり、その上落馬して胸部打撲から肋膜炎を併発して帰国。昭和 20 年 5 月に青森県通信警察官となったが、その仕事も終戦後の昭和 21 年 3 月に廃止となった。仕方なくりんご屋とか種苗店に勤めたが、いずれも条件が悪くうまくいかず失業してぶらぶらしていた。そんな時に、本件殺人事件が起きたことが不運で、警察から嫌疑をかけられる結果となった。戦後の不況と津軽地方の低温と日照不足の日が続き、米も畑の農作物も不作で、失業者が増え、社会不安が増大している時代でもあった。父の裁判所定年退官後の恩給（当時、今の年金は恩給といわれていた）と妹が准看護婦から得た安月給で、一時は 10 人の家族の生活を支えている有様で、那須家の家計はますます困窮する有様であった。那須は知人に頼まれて、当時不足していた石けんを行商し、弘前市内や周辺の田舎を回って、日銭を稼ぎ、長男として少しでも家計を助けたいと頑張っていた。素行不良ということはほとんどなかったが、あるきっかけで、やくざの一人と短い期間交際していたことも容疑者にあげられる要因になった。

暴力団に加入したことも、活動したことも全くなかったが、不運が重なって犯人に仕立てられていった。

## 5. 滝谷福松の人物と犯罪

滝谷福松は、昭和5年、北海道で生まれている。那須隆より7年遅れて生まれたことになる。父・武治郎は、ニシン漁場や炭坑で稼いでいたが、その後函館市に移り人夫として働いた。福松3歳の時、函館が大火となり、母たみと家族3人で、縁故を頼って津軽海峡を渡って弘前市に辿り着き、茂森町に廃屋同然の小屋のようなところを見つけて移り住んだ。それから間もなくたみは病死している。武治郎は手先が器用で、いろいろな仕事を見つけて手間賃を稼いでいたが、数年して土手町のミシンの修理販売店で働くようになった。当時ミシンの商売は、時代の需要に応じ繁盛し、収入も多くなった。武治郎はツルという女性と知り合い再婚した。ツルは優しい人で、福松を実子のように可愛がり面倒を見た。しかし武治郎は酒好きで、女好きで、稼いだ金を家計に入れず、飲み屋や遊郭で費消するようになった。その上粗暴で、酒に酔って妻に暴力を振るうようになり、家庭も不安定になり、夫婦仲も悪くなった。

福松は高等小学校（尋常小学校6年卒業後2年制）を卒業すると、国鉄弘前機関区に就職した。物覚えがよく、真面目に働き、機関車の助手見習いから機関助手へとトントン拍子に進んだ。しかし彼は仕事も好きだったが遊びも好きであった。敗戦後の民主化の波に乗って、ダンスとヒロポン（覚せい剤の一種であるが、当時まだ法規制の対象になっていなかった）が弘前にも入ってきていた。19歳の福松はダンスホールに出入りし、ヒロポンも吸うようになった。ダンスホールは女性に接触できる唯一の場所であったし、ヒロポンは夜遅くまで遊んでも、次の日の重労働を乗り切る精力剤でもあった。

福松の家（借家）と、本件犯行のあった在府町の高杉家はすぐ近くで、高杉家と地続きのところ、木村研究所があり、その2階が当時ダンスホールになっており、若い男女や進駐軍の米兵が出入りして社交ダンスを楽しんでいた。福松はその常連になり、女の子を誘うようになった。また時々自家の近所にあった病院の看護婦寮に忍び込むようになり、ついに強盗、強姦致傷等の事件を敢行し、逮捕される結果となった。昭和25年6月、青森地裁弘前支部で懲役10年、昭和26年9月、仙台高裁秋田支部の控訴審で7年の刑を言い渡された。初めて21歳の時刑務所に入り、それからの約20年間は出たり入ったり的人生で、青森、秋田、宮城刑務所を渡り歩いていた。

近隣の福松の評判は悪く、警察でも本件の容疑者ではないかと捜査線上にあがり、3回程取調べられたが、本人は全面否認したし、証拠になる凶器も見つからず、捜査はそれ以上には及ばなかった。そうこうしているうちに、那須隆は起訴され、裁判も進んでいった。那須の2人の弁護士も、はじめは福松が犯人ではないかと疑ったが、証拠になるようなものは何一つ見つからなかったもので、それ以上は追及することは出来なかった。

福松は刑務所の中で、那須が自分の罪で、懲役刑になり服役しているという情報を掴んでいたもので、心から済まないという感情に苛まれていたが、自分から自首しようという気持ちにはなれなかった。自首すれば、重大事件を重ねているから、次は極刑になるのではないかと恐れていた。福松は、殺人事件の公訴時効が15年であるということは知っていたが、自分の場合には当てはまるかどうか不安でならなかった。さりとて法律の専門家に

聞くことも出来ず、ひとり悶々とした日々を送っていた。福松は刑務所を出てから、弁護士に自分の公訴時効が完成していることを確認出来たので、自分が真犯人であると名乗り出た。

那須隆は、昭和 46 年 7 月 13 日、仙台高裁に再審申立をした。再審は棄却されたが、異議申立をし、昭和 52 年 2 月 15 日、無罪判決となった。

本件は、戦後間もなく、弘前市内で起きた事件である。70 年の年月が経過し、当時とは社会も法律も制度も大分変って、本件も風化してきているように思われるが、しかし、今でも私たちに、いろいろな問題を投げ掛けてくる。

本書の著者・鎌田慧は、講談社文庫版のあとがきの中で次のように述べている。

「弘前大学教授夫人殺人事件は、奇跡的に真犯人が登場した冤罪事件として知られているが、法曹界では、再審開始決定の第一号として著名であり、『開かずの門』をこじあけた歴史的意味が大きい。また、血液鑑定や精神鑑定などにたずさわった学者が、いかに権力に迎合していたかをあきらかにした最終判決が、証拠の偽造にまで論及した点でも異例である。

『疑わしきは被告人の利益に』

『疑わしきは罰せず』

それが刑事裁判の鉄則である。日本の警察は検挙率は、ついに五〇パーセントを割ったが、いたずらに検挙率を誇るよりも、『無実の囚人をつくらない』というのが、警察、検察、裁判所の最低の義務であろう。」

(鎌田慧氏の略歴)

昭和 13 年 (1938 年) 6 月弘前市生まれ。ノンフィクション作家。弘前高校、早大文学部露文科卒業。業界新聞、雑誌記者を経て、フリーとなる。その後原発、開発、労働、教育、政治など、社会問題を追及するルポライターとなり、今日もなお活躍している。自ら現場を歩きまわり、現場重視の観点と反権力の立場からルポを書き続けている。著書に、『自動車絶望工場』(現代史出版会)、『反骨—鈴木東民の生涯』(講談社文庫)、『六ヶ所村の記録』(岩波書店)、『大杉栄—自由への疾走』(岩波書店)、『狭山事件』(草思社) 等多数ある。

## ● お知らせ

### 《 teens & law 模擬裁判・模擬評議 》

- ・日時：10 月 20 日 (日) 13 : 00 ~ 16 : 00
- ・会場：弘前大学人文社会学部校舎 4 階多目的ホール

### 《 裁判員制度シンポジウム 》

- ・日時：11 月 24 日 (土) 14 : 00 ~ 17 : 00
- ・会場：弘前大学創立 50 周年記念会館岩木ホール

## 《 学習会 》

- ・現在検討中です。  
決まり次第、ホームページやメーリングリストでお知らせいたします。

## ● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」「新刊案内」「書評」「お知らせ」その他の家庭・少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便、ファクシミリまたは電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年8月頃を予定しています。

(吉村顕真 記)

---

発行：青森家庭少年問題研究会

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学人文社会科学部民法研究室

電子メール：yoshimur (at mark) hirosaki-u.ac.jp

電話・ファックス：0172-39-3279

ホームページ：<http://www.saibanhou.com/aomorishonen.html>